

週休2日確保工事試行要領（松山市公営企業局）

（趣旨）

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日確保工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本要領における「週休2日」とは、対象期間において、原則、土曜日・日曜日を現場閉所とし、4週8休以上の休日を確保した状態をいう。

2 「対象期間」とは、現場着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第3条 週休2日確保工事は、次の各号に該当する工事を除き、松山市が発注するすべての工事を対象とする。なお、対象工事は、設計図書に「特記仕様書（週休2日確保工事）」を添付し明示するものとする。

- （1）社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事等）
- （2）現場条件や施工期間（対象期間）の制約が厳しい工事
- （3）現場での施工期間（実作業日数）が1週間未満の工事
- （4）その他週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事

（発注方式）

第4条 発注方式は、次の各号のいずれかによる方式とし、適用する発注方式に応じた「特記仕様書（週休2日確保工事）」により対象工事である旨を明示するものとする。

（1）発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

（2）受注者希望型

受注者が、現場着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を届け出たうえで取り組む方式

(実施方法)

- 第5条 週休2日確保工事(受注者希望型)の受注者は、現場着手日までに実施希望の有無について、工事打合せ簿で監督員に通知しなければならない。
- 2 週休2日確保工事を実施する受注者(以下「受注者」という。)は、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とした計画を立て、現場着手日までに「月間現場閉所(計画・報告)書」(様式1)を監督員に提出し確認を受けるものとする。
 - 3 受注者は、原則として毎月末に「月間現場閉所(計画・報告)書」(様式1)を監督員に提出し、現場閉所の状況を報告するものとする。
 - 4 受注者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。
 - 5 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を明示するものとする。
 - 6 受注者は、現場作業がすべて完了した後、速やかに現場閉所履行報告書(様式2)を監督員に提出する。
 - 7 受注者は、天候や緊急対応等による現場閉所日の振替をすることができる。
 - 8 受注者は、工事途中に週休2日確保工事(受注者希望型)の実施を取りやめる場合は、工事打合せ簿に理由を記載し監督員に通知するものとする。
 - 9 受注者は、工事途中に週休2日確保工事(発注者指定型)の実施を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
 - 10 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。
 - 11 受注者は、工事日報やKY活動日誌等現場閉所の確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

- 第6条 週休2日確保工事に要する費用については、次のとおり計上する。
- (1) 発注者指定型は、当初設計時において、第2項及び第3項で定める4週8休以上であった場合の費用を計上する。ただし、対象期間における現場閉所状況が、4週8休に満たなかった場合は、最終変更契約時において、当該補正分を減額する。
 - (2) 受注者希望型は、対象期間における現場閉所状況が、現場閉所率21.4%(4週6休)以上であった場合、最終変更契約時において、現場閉所率に応じ、第2項及び第3項で定める費用を計上するものとする。
- 2 直接工事費及び共通仮設費(積上分)に計上される単価のうち労務費、機械経費(賃料)及び間接工事費(共通仮設費率及び現場管理費率)を以下の区分に応じ補正する。
- (1) 水道施設整備費に係る歩掛表による工事(以下「水道施設工事等という。）」においては別表1 水道施設工事費等の補正係数を乗じる。
 - (2) 土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表による工事(以下「土木工事等」という。)においては、別表2土木工事費等の補正係数を乗じる。
 - (3) 公共建築工事積算基準による工事(以下「営繕工事」という。)においては、別表3 営繕工事の補正係数を乗じる。
- 3 前項に関わらず市場単価等は、以下の区分に応じ補正する。
- (1) 土木工事等における市場単価は、別紙1のとおり補正する。
 - (2) 営繕工事における市場単価は、別紙2のとおり補正する。

(工事成績評定)

- 第7条 現場閉所率28.5%(4週8休)以上を達成した工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点评価を行う。

2 発注者指定型について、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

(留意事項)

第8条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期する。
- (2) 週休2日の確保を理由とする工期延期については認めないものとする。
- (3) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。
- (4) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。
- (5) 工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

(アンケート調査等)

第9条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 水道施設工事等

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

別表2 土木工事等

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週6休 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

別表3 営繕工事

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週6休 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

別紙1 市場単価の補正（土木工事等）

補正する市場単価は、土木工事標準積算基準書第VI編第2章市場単価および下水道用設計標準歩掛表VIII管路施設（市場単価）編に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

名称	区分	補正係数		
		4週6休	4週7休	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

名称	区分	補正係数		
		4週6休	4週7休	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

別紙2 市場単価等の補正（営繕工事）

市場単価等については、以下により補正する。

1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

※ 「基準単価」、「基準補正単価」とは、国土交通省官庁営繕部作成の公共建築工事積算基準等資料による。

※ 執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ．基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価または、補正市場単価を補正して算定すること。

2 物価資料に掲載された材工単価

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要	4週6休		4週7休		4週8休以上	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
仮設工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
土工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
地業工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄筋工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
コンクリート工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
型枠工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄骨工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
既製コンクリート		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.01	1.07	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.15	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
木工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びびとい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.01	1.10	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.16	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10	1.01	1.11	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.17	1.04	1.19
建具	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.16	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.01	1.12	1.02	1.13	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08	1.01	1.09	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週6休		4週7休		4週8休以上	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ	1.01	1.18	1.02	1.20	1.04	1.22
	及び同ボックス						
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置	1.01	1.18	1.02	1.19	1.03	1.21
	ボックス用ボンディング						
	プルボックス	1.01	1.13	1.01	1.14	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブル	1.01	1.14	1.02	1.15	1.03	1.16
	ラック用（壁・床）						
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.05	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事）	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
	金属製可とう電線管						
配線工事	600V 絶縁電線及び	1.01	1.17	1.02	1.18	1.03	1.20
	600V 絶縁ケーブル						
接地工事	（接地極工事）	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
	銅板式、銅覆鋼棒、接地極						
	埋設票（金属製）						

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週6休		4週7休		4週8休以上	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
保湿工事	配管用、ダクト用及び	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
	消音内貼						
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
	低圧チャンバー類						
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25
	ダンパー等の取付手間のみ						
衛生器具 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25